

Q-QUEST 参加規約

1. 参加条件について

- (1) 本プログラムへの参加者（以下「参加者」と言います。）は、次の条件を満たすものとします。
- ①参加規約に同意していること
 - ②プログラム参加に支障が出ないPCなどが用意できること
 - ③オンライン環境（インターネット）が用意できること
- (2) 運営事務局（JellyWare株式会社）は、参加者が本プログラムの趣旨や運営事務局の指定する応募条件に合致しない場合、その他運営事務局の判断により、参加をお断りする場合がありますが、参加者は、運営事務局の決定に異議を唱えないものとします。

2. 本プログラムへの参加について

- (1) 本プログラムへの参加は参加者自身の責任および費用で行ってください。（プログラムへの参加費はすべて無料です。会場への交通費等は自費でお願いします。）
- 参加者は、自己の責任において体調管理等を行い、参加中、体調不良等を感じた場合、直ちに参加を中止してください。万一、本プログラムへの参加により参加者に負傷、体調の異変等が生じた場合であっても、運営事務局は責任を負いません。
- (2) 参加者は、本プログラムのスタッフの注意等に従うものとし、円滑な運営に協力するものとします。また、参加者が本プログラムへの参加を継続するのが困難と運営事務局から判断された場合、当該参加者は、本プログラムの途中であっても参加を拒否されることがありますが、これに異議を唱えないものとします。
- (3) 運営事務局は、参加者に対して、応募の受付、参加者の決定を含む本プログラムの実施に関するあらゆる過程において、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの異常もしくは制約または不正アクセス等の第三者の行為について、一切責任を負わず、それらによって発生した、情報、成果物、電子機器等に対する損害について一切責任を負いません。
- (4) 参加者は、本プログラムの参加にあたり、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

3. 参加者がプログラム期間中に使用する素材について

- (1) 参加者は、主催者が提供する資料および動画アーカイブを本プログラム期間中、プログラム終了後も参加特典として利用することができます。ただし、プログラム参加者以外への共有やSNSなどのパブリックスペースへ

の投稿は禁止とします。

- (2) 参加者は、運営事務局からの提供素材を自己の責任において用いるものとします。提供素材が第三者の知的財産権を侵害しまたは第三者の秘密情報を漏洩したとして運営事務局がクレームを受けた場合、当該素材を使用した参加者が自己の責任でこれを解決するものとします。これらに起因して、参加者同士、第三者との間に紛争が生じた場合も、運営事務局は一切責任を負いません。

4. 公開について

- (1) 運営事務局は、本プログラムに関する情報発信（運営事務局が当該情報発信を第三者に委託する場合があります）のため、本プログラムの写真・動画・成果物（次条に定めます）を公開することがあります。参加者の氏名・所属や顔写真も撮影および公開されることがありますので、参加者は撮影および公開に同意したうえで、本プログラムに参加するものとします。
- (2) 運営事務局は、前項の写真・動画について、肖像権、氏名表示に関する権利、プライバシー権などの権利を行使しないものとします。

5. 知的財産権の利用について

- (1) 運営事務局の素材および本プログラムの写真・動画を除いて、本プログラムにおいて作成して本プログラムで最終的にチームで発表したもの（以下、「成果物」と言います）に関する発明、考案、意匠の創作（以下、「発明等」と言います）について、当該発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他法律で定められている権利（以下、合わせて「知的財産権」と言います）は、当該発明等をなした参加者に帰属します。ただし、本プログラムにおいて参加者が提供・開示したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）であって、成果物に含まれるに至らなかったものについては、他の参加者および運営事務局も自己の責任において無償で自由に利用することができます。
- (2) 参加者は、運営事務局に対して、知的財産権に係る著作者人格権を行使しないものとします。

6. 秘密について

- (1) 参加者は、非公開を望む情報、アイデア、ノウハウ、コンセプト等を本プログラムで開示しないものとします。
- (2) 運営事務局が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報と取扱いに関し、運営事務局の指示に従わなければなりません。

7. 反社会的勢力の排除について

- (1) 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動

等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と言います）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ・暴力団員等が意思決定に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・意思決定に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

(3) 参加者が上記表明に反することが判明したときは、運営事務局は何らの催告をせず、参加者の参加を取り消します。参加者はこれになんら異議を申し立てることができないものとします。

8. 個人情報について

本プログラムに関して登録いただいた個人情報は運営事務局で管理・保管し、本プログラムの参加受付・運営、第4条（本参加規約2ページ）による公開、および本プログラムの案内に限って利用させていただきます。

また、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

9. 会場の利用について

会場の利用にあたっては、運営事務局が定める規則その他条件を遵守し、その指示に従うものとします。

10. その他

- (1) 上記事項の効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとし、また本プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 運営事務局は、本プログラムの実施期間終了までの間、参加規約を随時変更することができるものとします。変更後の参加規約は、運営事務局が運営する所定のサイト上または参加者に直接公開するものとし、参加者

は、プログラム終了までの参加規約の内容が運用されることを予め承諾するものとします。